

1. 「科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進」公募の実施について

(1) 公募期間

平成27年6月1日(月)～6月30日(火) 15:00

(2) 問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先等は以下のとおりです。

また、JSTのホームページもあわせて御参照ください。なお、公募開始後、公募要領や提案様式等に変更が生じる場合もあります。その場合は、当該ホームページでお知らせします。

【JST ホームページ】 <http://www.jst.go.jp/>

(問い合わせ先一覧)

本事業の内容、書類作成・提出に関する問い合わせ、公募要領の請求先	科学技術振興機構【JST】 国際科学技術部 事業実施担当	住所：〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町 電話：03-5214-7375 FAX：03-5214-7379
e-Radにおける研究機関・研究者の登録及びe-Radの操作に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	対象者：研究機関の事務担当者、研究機関に所属しない研究者 電話：0120-066-877 受付：午前9:00～午後6:00 土曜日、日曜日、祝祭日を除く

※審査状況、採否に関するお問い合わせには一切お答えできません。

(3) 提案に当たっての注意事項

①機関の長の役割

本事業においては、機関の長が主導的役割を發揮しつつ、事業を実施することを求めているため、機関の長が総括責任者として、必要な主導的な役割を果たすことが求められます。

応募に際しては、総括責任者が、このような主導的役割を果たす必要があることについて御留意ください。

ただし、機関の長が総括責任者となることについて、機関外の規定に抵触する等、やむを得ない理由がある場合には、機関の長以外の者が総括責任者となることができるものとします。その場合、総括責任者は、当該プロジェクトの実施にあたり、機関の長の役割・責任を果たすことを条件とします。

②電子公募について

本事業の公募は、府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）を用いた電子公募にて行います。

本事業への応募に当たっては、事前に所属機関及び研究者をe-Radに登録し、所属機関番号及び研究者番号を取得する必要があります。登録方法については、e-Radポ

ータルサイトを参照してください<<http://www.e-rad.go.jp>>。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

e-Rad を利用した応募の流れ

- ①研究機関の登録および研究者情報（事前準備）（ログイン ID、パスワードの取得）
- ②e-Rad ポータルサイトから提案書様式をダウンロード
※利用規約を必ず確認の上、「研究者用マニュアル（共通）第 1.10 版」をダウンロードしてください。
- ③提案書の作成
- ④e-Rad ポータルサイトで応募情報を入力した後、作成した提案書をアップロード
※e-Rad の利用可能時間帯
（月～日） 0：00～24：00（24時間365日稼働）
ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。
- ⑤公募締切日：平成27年6月30日（火）15：00
※締切間際は、e-Rad が混雑するため、締切前日までに応募手続きを完了するように準備ください。
- ⑥e-Rad ポータルサイトで提案書受理状況の確認
※書面、メールによる提案書受理通知の発出は行いません。
※提案書は、ダウンロードして内容を確認の上、保管してください。

（4）提案書類作成についての注意事項

- ・提案書類は、公募締め切り後の修正（差し替えを含む。）を一切認めません。提案書類の提出に当たっては、誤記入や記入漏れのないよう十分に内容等の確認を行った上で提出してください。なお、提案書類のうち、「研究者データ」の「他制度等による助成の有無等」に関する情報については、他制度に申請中であったものの採否が判明するなどにより変更する必要が生じた場合には、遅滞なく提案書類提出先に報告してください。また、事務連絡担当者等に変更が生じた場合にも、遅滞なく提案書類提出先に報告してください。
- ・提案書類は、提案書類の様式に従って作成してください。
- ・提案書類は、カラーで作成いただいても構いませんが、審査等の際には白黒コピーで対応しますので、白黒でも内容が判読できるようにしてください。
- ・提案書類に誤りがあった場合又は必要な情報が記載されていなかった場合には、採択を取り消す、又は、採択後に所要経費の一部を減額することがありますので、あらかじめ御注意ください。
- ・提案書類は、提案書類に記載されている参画者の了解を得た上で提出してください。
- ・提案書類は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報」の保護に関

する法律」その他の観点から、JSTにおける審査等の資料としますが、それ以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは、URL <<http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/kenkyu.htm>>を御参照下さい。

なお、提案書類の内容の一部については、2.(2)「不合理な重複・過度の集中の排除」の目的のため必要な範囲において、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」等を通じて、他府省を含む他の資金の担当者(独立行政法人を含む。)に情報提供を行うことがあります。また、他の資金制度における重複提案の確認を求められた際には、同様に情報提供を行うことがあります。

- ・提案書類は、返却いたしません。
- ・公募要領の提案様式等について変更が生じた場合は、随時 JST ホームページでお知らせいたしますので、提案書類提出前に必ず御確認ください。

(5) 提案書類の提出

e-Rad ポータル サイト	URL : http://www.e-rad.go.jp/
公募締切日	平成27年6月30日(火) 15:00
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・電子公募システムを御利用の上、提出願います。電子公募システムのマニュアルは、上記 URL よりダウンロード出来ます。 ・電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。 ・アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は3MBです。それを超える容量のファイルは JST 国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。 ・電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューから行って下さい。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。 ・研究機関からの承認が必要な応募課題の情報は、「未処理一覧」画面から確認することができます。 ・提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、JST 国際科学技術部事業実施担当まで連絡してください。

(6) スケジュール

平成27年度のプロジェクト等の選定・採択までのスケジュールは、概ね次のようになる予定です（実際の提案状況、審査結果等については、JSTのホームページ上に掲載いたしますので、最新情報についてはそちらを参照してください）。

スケジュール		備 考
6月1日(月)	公募開始	公募要領をホームページ等で公開 <提案書類の作成開始>
6月30日(火) 15:00	公募締切	提案書類の受付終了 => 提案書類の整理・集計
公募締切～2ヶ月程度	(1)提案書類の審査	
	①書面審査	審査委員会における審査 (ヒアリング対象プロジェクトの選定) <ヒアリング用資料の作成>
	②ヒアリング審査	審査委員会の求めに応じ、必要となる場合はヒアリング審査を実施
	③採択候補プロジェクトの取りまとめ	POによる取りまとめ
	(2)文部科学省への審査結果の報告	
	(3)採択プロジェクトの決定	JSTの理事会等における決定
採択プロジェクト決定～1ヶ月程度	(1)採択結果の公表	提案者への採否の通知 <公表用資料の作成>
	(2)実施に係る準備	
	実施計画等の作成	審査時のコメントも踏まえ、実施計画等の資料を作成 <実施計画、積算資料等の作成>

※< >内については、応募される方の作業が必要となります。

※審査状況、採否に関するお問い合わせには一切お答えできません。

(7) 実施プロジェクトの選定

①審査手順

選定に係る審査は、JSTが設置する、外部有識者からなる審査委員会において、提出された提案書類による書面審査及び審査委員会の求めにより必要に応じて実施される総括責任者等からのヒアリング審査により行い、その審査結果をもとに、審査委員会

における審議を経て、採択候補プロジェクトの選定が行われます。

なお、採択候補プロジェクトについて、文部科学省への報告を経た上で、JST が採択プロジェクトを選定し、公表されます。

②審査における PO 等の役割

本事業では、PO を中心とした、審査からプロジェクト管理、評価までの一貫したマネジメント体制を構築しています。

実施プロジェクトの選定に当たっては、外部有識者から構成される審査委員会での審査結果を踏まえ、PO による採択候補プロジェクト案の取りまとめ及び審査委員会による審議を経て採択プロジェクトを決定します。

なお、プロジェクト実施に当たっては、PO 等が進捗状況を把握し、必要に応じ助言を行うなど、適切なプロジェクト管理に努めていきます。

(8) 公表等

① 採択されたプロジェクトに関する情報の取扱い

採択された個々のプロジェクトに関する情報（制度名、研究プロジェクト名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年 12 月 5 日法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

② e-Rad からの内閣府への情報提供

e-Rad を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

2. 研究費の適正な執行について

本事業では、国の研究開発の効果的・効率的な推進のため、研究費の適正な執行に関し、以下の運用を行っております。プロジェクトの申請及び実施に当たっては、これらの事項について御留意願います。

(管理・監査体制の整備)

(1) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。

このため、下記ホームページの様式に基づいて、**6月末までに**、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省HPをご覧ください。

【HPアドレス】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

注意： なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記HPに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。）

【HPアドレス】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成26年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

(研究費の適正な使用等について)

(2) 不合理な重複・過度の集中の排除

① 不合理な重複に対する措置

研究者が、実質的に同一の研究内容について、国又は独立行政法人の競争的資金制度等による配分を受けている場合、又は受けることが決定している場合、本事業において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の減額（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

なお、本事業への申請段階において、競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当

に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

②過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者のエフォート※等を考慮し、研究者に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できないと判断される場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

このため、本事業への提案書類の提出後に、競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ エフォートとは、研究者の全仕事時間（研究、教育、管理事務等）に対する当該事項の実施に必要とする時間の配分割合のことをいいます。

③提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中の排除のため、他の独立行政法人・府省を含む他の競争的資金制度の担当者に対して、調査に必要な範囲で提案内容に係る情報を提供することがありますのでご承知おきください。

(3) 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施プロジェクトに関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとします。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 支援金の交付決定の取り消し、変更、支援金の返還

支援金の交付決定の取り消し、変更を行い、支援金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降についても支援金の交付決定をしないことがあります。

(ii) 申請及び参加(※1)の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者※2 に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本制度への申請及び参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規プロジェクトの提案、応募、申請を行うこと、

また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 ^{※3} (補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4})
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1)以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)

※3 以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知します。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

※4 当該年度についても、参加が制限されます。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

実施プロジェクトに関する研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用(以下、「不正行為」という。))への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)に準じ、以下の通りとします。

○研究活動の不正行為が認められた場合の措置

(i) 支援金の交付決定の取り消し、変更、支援金の返還

不正行為があったと認められたプロジェクトについて、支援金の交付決定の取り

消し、変更を行い、支援金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降についても支援金の交付決定をしないことがあります。

(ii) 申請及び参加の制限等の措置

本事業による本制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為が認定された者、及び、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本制度への申請及び参加の制限措置をとります。

また、他の独立行政法人・府省を含む他の競争的資金等の担当に当該不正行為の概要（不正行為をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間 (不正認定された年度の翌年度から※1)	
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※1 不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

(5) 競争的資金制度及び科学技術振興調整費のプログラムに採択され、平成 24 年度以降も継続して実施するプロジェクト（以下、「継続プロジェクト」という。）で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している競争的資金制度※及び継続プロジェクトにおいて、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為により制限が行われた研究者については、競争的資金制度及び継続プロジェクトにおいて応募資格が制限されている期間中、科学技術戦略推進費への申請及び参加を制限します。

競争的資金制度において、平成 25 年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成 24 年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

※ 現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下の HP を参照してください。

【URL】 <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/10ichiran.pdf>

(6) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(7) 支援金の執行について

支援金の執行に当たっては、ご不明な点のある場合は JST までお問い合わせ下さい。

【URL】 <http://www.jst.go.jp/>

3. 「科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進」事業公募要領

1 趣旨

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）は、科学技術基本計画に掲げられている「科学技術の国際活動を展開するための基盤の強化」の取組の一つとして、民間団体の主導による科学技術外交の展開として、国際的に科学技術をリードする産学官の関係者が社会の幅広いステークホルダーの参画を得て、国際的なコミュニケーションの場の定着を促進し、将来に向けての科学技術の在り方を議論する国際集会等の開催経費を一部支援する事業を行います。

2 対象とする取組

科学技術関係者のみならず政府関係者、大学等研究機関関係者、民間企業等の、国際的に科学技術をリードする産学官の関係者が、社会の幅広いステークホルダーの参画を得て世界各国から参画する国際集会

（国際集会のテーマ例）

- 科学技術イノベーションが経済・社会に与える影響について幅広く政策対話を行う国際集会
- パッケージ型インフラの海外展開や研究者国際流動など、科学技術イノベーションの国際展開に資する国際集会
- 地球規模問題に対応するため、人文・社会科学と自然科学の枠を超えた分野横断型の国際研究協力を促進する国際集会
- その他科学技術イノベーション実現に資すると考えられるテーマを有する国際集会

3 対象機関

民間企業、財団法人、社団法人、NPO 法人を始めとする民間団体、その他政府以外の立場で国際集会等を行っている団体

※大学、国立研究開発法人、国立研究機関等はプロジェクト実施機関としては対象外としますが、民間団体が主催する国際集会の共催団体として参加することは可能とします。

4 実施期間

平成27年度中

5 支援額

1プロジェクト当たり、原則として4百万円程度の範囲内とします。

支援額の決定にあたっては、提案いただいた予算額に対し、審査における評価および国費の有効活用の観点から調整を行う場合があります。

6 提案書類等

- (1) 提案書類は指定様式によるものとし、団体の長が総括責任者として提案を行うこと

とします。

- (2) 提案に当たっては、国際集会在目指す具体的な成果の目標（可能な限り定量的な目標を記述したもの（以下「ミッションステートメント」という。）を作成することとします。

7 実施プロジェクトの選定

- (1) 外部有識者からなる審査委員会（以下「委員会」という。）において、提出された提案書類による書面審査及び委員会の求めにより必要に応じて実施するヒアリング審査により選定します。
- (2) 選定に当たっては、委員会等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがあります。
- (3) 審査においてヒアリングを実施する場合、提案機関に対しては、ヒアリングの日時、場所等を提案書類に記された事務連絡先等に通知します。
- (4) 審査結果は、審査終了後、事務連絡先に通知するとともに、ホームページ等に公開します。

8 実施プロジェクトの選定に係る評価項目及び審査基準

選定に係る評価項目及び審査基準は、以下のとおりとします。

- (1) 実施内容・計画の妥当性・効率性
 - ・単なる研究集会在ではなく、科学技術外交の戦略的展開に資する国際政策対話を促進する上で重要なテーマであるか。
 - ・我が国がリーダーシップを発揮する上で適当であり、国際社会における持続的な協力関係を作り上げられる国際的な重要なテーマであるか（政府間の約束に基づく協力を推進する上で重要であるか等）。
 - ・海外から招へいされた科学技術関係者、政府関係者、大学等研究機関関係者、民間企業等要人が、国際集会在以外においても、我が国に波及効果をもたらすか（我が国要人との会談、他の国際集会在への出席等）。
 - ・所要経費とその内訳が、国際集会在を実施するに当たって妥当であるか。
 - ・実施する国際集会在が特定の分野に限定されることなく、広く科学技術全般に波及するものであるか。
- (2) 実施体制の妥当性
 - ・国際集会在を開催するために必要な知識、ノウハウを持った実施機関等が実施するか。又は、それらの機関の協力を得ることができるか。
 - ・総括責任者の権限・責任は明確に位置付けられているか。
 - ・総括責任者は、プロジェクト全体の実施計画を着実に推進し、統一的な成果を取りまとめるための能力及び指導力を有しているか。
- (3) プロジェクト実施の有効性・発展性及び継続性
 - ・実施機関は政策対話に有効な国際集会在開催等の実績を十分有しているか、又は、プロジェクトの実施により、政策対話を實現し、有効なものとする工夫が十分か。
 - ・プロジェクト実施において、その継続的な展開が計画あるいは配慮されているか。
- (4) プロジェクト実施による波及効果

- ・民間団体の主導による科学技術外交の展開として、各国との国際政策対話を促進し、機動的かつ柔軟に政府による科学技術協力を補完し、我が国のプレゼンスを向上させるものであるか。

9 プロジェクトの実施

- (1) 選定されたプロジェクトの実施機関は、提案書類の実施計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、提出していただきます。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。
- (2) 実施機関は、提案書類としてミッションステートメントを作成し、提出していただきます。なお、プロジェクトを開始するまでの間、選定時における委員会等の意見を踏まえ、修正を求めることがあります。
- (3) プロジェクト開始後のミッションステートメントの変更は原則として認められませんが、変更等しなければならない事情が生じた場合は、すみやかにご相談ください。
- (4) JSTは、提出された計画書等について所要の調整を行い、プロジェクトの実施機関とJSTとの間で必要な契約を締結し、支援を行います。
- (5) 実施機関は、計画書等に基づきプロジェクトを実施するほか、プロジェクトの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、提出していただきます。
- (6) 実施機関は、プロジェクト終了後、取組の成果及びミッションステートメントの達成状況等について成果報告書をすみやかに作成し、JSTに提出していただきます。

<補足>

科学技術基本計画（平成23年8月閣議決定）【抜粋】

Ⅲ. 我が国が直面する重要課題への対応

4. 世界と一体化した国際活動の戦略的展開

(2) 科学技術外交の新たな展開

④ 科学技術の国際活動を展開するための基盤の強化

科学技術に関する二国間、多国間の国際協力活動を戦略的に進めていくためには、我が国と諸外国との政府間対話等を一層充実するとともに、海外の科学技術の動向に関する情報を継続的に収集、活用していく必要がある。このため、科学技術の国際活動を展開するための基盤強化を図る。

<推進方策>

- ・ 国は、閣僚会議の開催等を通じて、首脳や閣僚による諸外国との科学技術に関する政策対話を充実する。また、これまで二国間や多国間協力で培ってきた政府間、機関間の連携の下、政府対話や協定に基づく協力を一層効果的に推進する。
- ・ 国は、大学や公的研究機関と連携、協力しつつ、これらの機関の海外拠点と在外公館、在外研究者との情報交換や協力体制の構築を進める。また、国は、我が国の国際活動の幅を広げる観点から、民間による科学技術に関する政策対話を支援する。
- ・ 国は、科学技術に関する政策決定に活用するため、海外の情報を継続的、組織的、体系的に収集、蓄積、分析し、横断的に利用する体制を構築するとともに、これら

に携わる人材の養成を進める。

総合科学技術会議科学技術外交戦略タスクフォース報告書（平成22年2月）【抜粋】

第5章 具体的な取組み

5.4 科学技術外交の新次元の開拓

①官を補完する存在としての民

民間を主体とした科学技術協力は、機動力・柔軟性等の点において優れた協力手段であり、政府による科学技術協力を補完しうる重要なツールとなると考えられる。米国では、The American Association for the Advancement of Science (AAAS)等の民間団体が積極的な科学技術外交を展開している。我が国においても、科学技術分野で活動するNPO等の民間団体との連携を強化するとともに、米国におけるAAASのような、民間における強力な科学技術外交の担い手の創設の可能性について、科学技術コミュニティも交えて検討を行う必要がある。

② 科学技術外交を担う人材の育成

科学技術外交の報告書の中で提言されている、科学技術外交を担う人材の育成のために、人材育成活動を拡大・強化するとともに、外交的なセンスを持った中堅の科学者に科学技術外交の現場経験を与える機関として、民間団体の活用を必要がある。また、科学技術系高度人材の新たなキャリア・パスとして、国際機関派遣等の機会を積極的に活用し、科学技術外交を担う人材の育成を図る。

第4期科学技術基本計画を踏まえた科学技術国際活動の戦略的展開について（平成25年1月科学技術・学術審議会国際委員会）【抜粋】

3. 科学技術国際活動を展開するための周辺環境整備

(1) 基本的な考え方

「科学技術の状況に係る総合的意識調査（NISTEP 定点調査2011）」（平成24年8月文部科学省科学技術政策研究所）によると、大学、公的研究機関において外国人研究者の数及び受入体制は不十分との認識が示されている。また、外国人研究者の受入体制の課題として、言語、生活（給与や待遇等）、教育研究や組織運営（研究の立ち上げ支援等）、事務手続（英語による事務処理等）等に係る課題が指摘されている。

世界的な頭脳循環が進展する中、我が国が科学技術活動を国際的に展開して世界の優れた人材を引き付け、イノベーションにつながる新たな知を生み出していくためには、政策対話の推進、海外情報の活用及び基礎研究強化のための基盤整備等を着実に推進し、日本の情報を発信するとともに、国内の研究環境の魅力を高めることが必要である。

(2) 関係事業等の実績

1) 政策対話の推進、海外情報の活用

我が国は、科学技術協力合同委員会の機会を活用して、新たな科学技術協力について合意を交わすなど、科学技術に関する二国間、多国間の国際協力活動を進めている。こうした活動を効果的に実施する前提となる海外の科学技術動向等に関する情報は、

研究機関の海外拠点や在外公館等を活用して収集されている。

また、政府以外が主体となって政策対話を行うことにより、議題、参加者等を柔軟に設定できるなど、我が国の国際活動の幅を広げる効果が期待できることから、民間団体による科学技術に関する政策対話を支援する「科学技術外交の展開に資する国際政策対話の促進」事業を実施している。

(別表)

支援対象経費の費目

プロジェクトの実施に直接必要なものにかかる経費

- a 人件費（雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うもの。雇用主が負担するその法定福利費。）
- b 事業実施費
- ・ 外国人等招へい旅費：外国からの研究者等の招へいに係る経費
 - ・ 国内旅費：国内での出張に係る経費
 - ・ 外国旅費：外国へのお出張に係る経費（国内移動含む）
 - ・ 諸謝金：外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金
 - ・ 会議開催費：研究運営委員会等の会議開催（会場（器機）借料、通信費等）に係る経費
 - ・ 通信運搬費：物品の運搬、データ通信に係る経費
 - ・ 印刷製本費：国際集会の資料や報告書の印刷、製本に係る経費
 - ・ 雑役務費：校正等を行うための役務の提供に係る経費
 - ・ その他：人件費や海外旅費などの不課税取引等に係る消費税相当額等
- 注）施設に係る経費は充当しないものとする。